

既存施設への津波対策（ハード対策）の検討の方向性（案）

	最大クラスの津波で建物上層に 所要の床面積が確保できる	最大クラスの津波で全フロアが浸水する。
1. 一時的避難場所としての対策 （屋外階段等）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物上層の床又は屋上が、在庁者等の一時的な避難場所として使用できるよう対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策を講じない。（注1）
2. 活動拠点室等の機能確保のための対策 （活動拠点室等、自家発電設備等の上層階設置等）	<ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波を想定した対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策（代替拠点の確保等）による機能確保を基本とする。 ・代替拠点の確保が困難な場合など、やむを得ない場合は、所要の機能を確保するための対策を講じる。
3. 構造体の耐浪性確保の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波を想定した対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動の拠点としての使用に対して、所要の耐浪性を確保するための対策を講じる。
4. 早期の業務再開のための対策 （止水板の設置等）	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な対策を講じる。 	

（注1）大津波警報（予想される津波の高さ3m超）発令時は、在庁者は庁舎外の安全な場所（高台等）に避難することを前提としている。